

希望届受付対象住宅について(平成24年3月現在)

(防音工事)

対象地域	対象区域		希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	平成18年1月17日に第一種区域に指定された区域	80WECPNL以上の区域若しくは75WECPNL区域で乳幼児、高齢者、障害者等が居住されている住宅	平成3年9月10日までに建設された住宅
		上記以外の住宅	昭和61年9月10日までに建設された住宅
	告示後住宅防音工事(85WECPNL以上)の対象区域		平成8年9月10日までに建設された住宅
	告示後住宅防音工事の対象区域以外で昭和61年9月10日までに第一種区域に指定された区域		昭和61年9月10日までに建設された住宅
浜松飛行場周辺	平成24年1月30日に第一種区域に指定された区域		平成24年1月30日までに建設された住宅
	告示後住宅防音工事(85WECPNL以上)の対象区域		平成3年7月18日までに建設された住宅
	告示後住宅防音工事の対象区域以外で昭和56年7月18日までに第一種区域に指定された区域		昭和56年7月18日までに建設された住宅
静浜飛行場周辺	昭和60年3月18日までに第一種区域に指定された区域		昭和60年3月18日までに建設された住宅

(空気調和機器機能復旧工事)

対象地域	希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	平成10年3月31日までに防音工事が完了した住宅
浜松飛行場周辺	防音工事が完了して10年以上経過した住宅
静浜飛行場周辺	

(防音建具機能復旧工事)

対象地域	希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	昭和60年3月31日までに防音工事が完了した住宅
浜松飛行場周辺	
静浜飛行場周辺	

(注)1 機能復旧工事については、1回目の復旧工事の進捗を図るため、現時点においては、2回目の復旧工事(再復旧)の希望届の受付は行っておりません。

2 防音工事実施後、増改築により防音工事済室を改造されている場合は、その後の住宅防音工事が実施できなくなる場合がありますので、事前に南関東防衛局までお問い合わせください。

3 浜松及び静岡飛行場周辺においては、平成24年1月30日の官報にて第一種区域の一部解除(浜松飛行場周辺)及び全部解除(静岡飛行場周辺)の告示がされました。

第一種区域が解除又は工法が変更となる区域については、下記の表の期日までに希望届を提出していただければ、その希望された工事について、従来と同じ内容で実施することができます。

(防音工事)

対象地域	対象区域	希望届受付対象住宅	希望届提出期日
浜松飛行場周辺	昭和56年7月18日までに第一種区域に指定された区域で解除又は工法が変更となる区域	昭和56年7月18日までに建設された住宅	平成25年7月31日までに提出
静岡飛行場周辺	昭和60年3月18日までに第一種区域に指定された区域	昭和60年3月18日までに建設された住宅	

※ 浜松飛行場周辺の外郭防音工事については、見直し前の85WECPNL以上の区域(昭和54年8月31日に告示した区域)に所在している住宅で、昭和56年7月18日までに建設された住宅について希望届の受付対象としているので、本表の期日までに希望届を提出していただければ対象となります。

(機能復旧工事)

対象地域	希望届受付対象住宅	希望届提出期日
浜松飛行場周辺 静岡飛行場周辺	防音工事が完了して10年以上経過した住宅	平成25年7月31日までに提出